

四日市市告示第18号

四日市市中小企業等持続化給付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年1月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業等持続化給付金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業等持続化給付金交付要綱（令和2年四日市市告示第390号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(申請期限) 第6条 前条の申請の期限は、 <u>令和3年2月26日</u> とする。	(申請期限) 第6条 前条の申請の期限は、 <u>令和3年1月29日</u> とする。

附 則

この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

(商工農水部商工課)